

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

○環境影響評価法（平成九年六月法律第八十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○環境影響評価法（平成九年六月法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類のうち、次に掲げるものに該当する一の事業であること。

イ（略）

ホ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の

工事の事業

ヘ（略）

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ 法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出（当該届出に係る法律において、当該届出に關し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。ホにおいて同じ。）が必要とされる事業（ホに掲げるものを除く。）

ロ 国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項第一号の補助金及び同項第二号の負担金をいう。以下同じ。）の交付の対象となる事業（イに掲げるものを除く。）

ハ 特別の法律により設立された法人（国が出資しているものに限る。）がその業務として行う事業（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ 国が行う事業（イ及びホに掲げるものを除く。）

ホ 国が行う事業のうち、法律の規定であつて政令で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意又は届出が必要とされる事業

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するものうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4・5（略）

（評価書の作成）

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とするとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、政令で定める軽微な修正その他の政令で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第二十七条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二・三（略）

2（略）

（対象事業の実施の制限）
第三十一条（略）

2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更に変更に該当するときは、この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3・4（略）

第五十四条 新規対象事業等であつて次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、対象事業等政令の施行の日（以下この条において「政令施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二章から第七章までの規定は、適用しない。

一 第二条第二項第二号イに該当する事業であつて、政令施行日前に免許等が与えられ、又は特定届出がなされたもの

二 第二条第二項第二号ロに該当する事業であつて、政令施行日前に同号ロに規定する国の補助金等の交付の決定がなされたもの

三 前二号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で政令で定めるものに基づいて実施される事業であつて、政令施行日前に当該国の計画が定められたもの

四 前三号に掲げるもののほか、政令施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）

五 前二号に掲げるもののほか、第二条第二項第二号ハからホまでに該当する新規対象事業等であつて、政令施行日から起算して六月を経過する日までに実施されるもの

2・3（略）

○ 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）
（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（免許等に係る法律の規定）
第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類の詳細を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（第二種事業）

第六条 法第二条第三項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

第九条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第

二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるとき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

（法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

第十三条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるとき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれていないもの

附則

（法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更等）

第二条 第十三条の規定は、法附則第三条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十三条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

別表第一（第一条、第三条、第六条関係）

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件	法律の規定
一、四（略）	（略）	（略）	（略）
五 法第二条第二項第一号ホに掲げる事業の種類	イ 出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合にお	出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（この項のロの第二欄に掲げる要件に該	電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項

<p>いて、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行う場合とする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>	<p>ロ 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設置の工事が大規模ダム新築又は大規模堰新築若しくは大規模堰改築（以下「大規模ダムの新築等」という。）を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行うおとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるものに限る。）</p>	<p>ハ 出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該</p>
<p>当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行うおとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>		<p>出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（この項の二の第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電</p>

<p>ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>	<p>二 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更に伴う水力発電所の新設を伴う水力発電所の変更に伴う水力発電所が大規模ダム新築等を伴い、かつ、大規模ダム新築等を行なおうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるものに限る。）</p>	<p>ホ 出力が十五万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p> <p>ヘ 出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業</p>
<p>所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p>	<p>出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p>	<p>出力が十一万二千五百キロワット以上十五万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）</p>

<p>別表第二(第九条関係)</p> <p>六十三 (略)</p>	<p>ト 出力が一万キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事の事業</p> <p>チ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事の事業</p> <p>リ 原子力発電所の設置の工事の事業</p> <p>又 発電設備の新設を伴う原子力発電所の変更の工事の事業</p>	<p>の変更の工事の事業</p> <p>出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の設置の工事の事業</p> <p>出力が七千五百キロワット以上一キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものに限る。)の変更の工事の事業</p>	<p>(略)</p>
<p>対象事業の区分</p> <p>一十三 (略)</p> <p>十四 別表第一の五の項のり又は又該当する対象事業</p>	<p>事業の諸元</p> <p>(略)</p> <p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>手続を経ることを要しない修正の要件</p> <p>(略)</p> <p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと</p> <p>。修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>(略)</p>
<p>十五 別表第一の六の項に該当する対象事業</p>	<p>埋立処分場所の位置</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別</p>	<p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>(略)</p>
<p>十六 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>	<p>埋立干拓区域の位置</p>	<p>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が修正前の埋立干拓区域の面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>(略)</p>
<p>十七 別表第一の八の項から十</p>	<p>施行区域の位置</p>	<p>新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の</p>	<p>(略)</p>

<p>二の項までに該当する対象事業</p> <p>十八 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>	<p>造成に係る土地の位置</p>	<p>十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p> <p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>
<p>別表第三(第十三条関係)</p>	<p>事業の諸元</p>	<p>手続を経ることを要しない変更の要件</p>
<p>対象事業の区分</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>一十三 (略)</p> <p>十四 別表第一の五の項のり又は又該当する対象事業</p>	<p>発電所又は発電設備の出力</p> <p>対象事業実施区域の位置</p> <p>温排水の排出先の水面又は水中の別</p> <p>放水口の位置</p> <p>埋立処分場所の位置</p>	<p>発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと</p> <p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p> <p>放水口が百メートル以上移動しないこと。</p> <p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。</p>
<p>十五 別表第一の六の項に該当する対象事業</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別</p> <p>埋立干拓区の位置</p>	<p>新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。</p> <p>変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>
<p>十六 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p> <p>施行区域の位置</p>	<p>新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>
<p>十七 別表第一の八の項から十の項までに該当する対象事業</p>	<p>土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積</p>	<p>土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
<p>十八 別表第一の十三の項に該当する対象事業</p>	<p>造成に係る土地の位置</p>	<p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。</p>

	<p>土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積</p>	<p>あること。 土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。</p>
--	--	---

○ 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百十六号）（抄）

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項第二号ロ、第十条第四項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第二十三条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条中「第七条から」を「第八条第一項」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第九条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第四項」と、「第十条第一項」に、「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一条」を「第十四条」に、「第十二条」を「第十五条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第十二条中「第九条」を「第十一条」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十三条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

第九条を第十一条とする。

第八条第二項中「前条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第十条第四項の政令で定める市）

第九条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金）

第四条 法第二条第二項第二号ロの規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げる予算の目の経費の支出によるものとする。

一 地域自主戦略交付金

二 沖縄振興自主戦略交付金

三 社会資本整備総合交付金

別表第一中「第六条関係」を「第七条関係」に改める。

別表第二中「第九条関係」を「第十一条関係」に改める。
別表第三中「第十三条関係」を「第十六条関係」に改める。
別表第四中「第十四条関係」を「第十七条関係」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（電気事業法施行令の一部改正）

第二条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「第八条第二項」を「第十条第二項」に改める。

理由
環境影響評価法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、環境影響評価の対象事業として地域自主戦略交付金、沖縄振興自主戦略交付金及び社会資本整備総合交付金の交付の対象となる事業を定める等の必要があるからである。